

近代盲教育における帝国盲教育会の動向

～帝国盲教育会全国総会及び研究大会の議事等を通して～

柴 崎 建

1. はじめに

日本における近代学校教育制度の始まりは明治5年(1873)の学制からである。障害児教育は、学制において「廃人学校アルヘシ」規定が盛り込まれたものの、中身については必ずしも整備されたものとはいえなかった。とはいえ、日本における近代障害児教育は、明治11年(1878)に京都において「盲啞院」が開設されたことに始まる。その後、盲学校の設置数と在籍数はほぼ増加の一途をたどる⁽¹⁾。その間、盲人及びその関係者たちは、学校設備の整備、義務教育の請願、点字表記の確定、教育課程、教授内容、教授方法の開発などを通して、盲教育の発展と充実に努めてきた。このような先人たちの足跡は様々な形で後世に残してくれている。そこで本稿では、帝国盲教育会機関紙「盲教育」「帝国盲教育」(第1巻第1号昭和3年11月15日～第13巻第1号昭和18年2月20日)⁽²⁾を基礎資料として、帝国盲教育会が主に全国レベルでどのような取組や活動を行ってきたのか整理し、近代盲教育にどのような影響を及ぼしたのかを考察することを目的とする。

2. 近代盲教育通史

先ず、帝国盲教育会機関紙「盲教育」「帝国盲教育」の整理の前に、日本の近代盲教育の展開について、簡潔にまとめておきたい。通史をまとめるにあたっては「特殊教育百年史」(文部省)⁽³⁾が詳しく、以下参考にしてまとめた。

(1) 盲・聾教育の創始

明治時代に入って近代盲啞学校が創設される機会を導いたのは、海外から移入された特殊教育知識、特に海外渡航者の実地見聞、それによる障害児の教育可能性やその必要性に対する認識であった。

我が国の教育法制で、障害児に関する学校と

して初めて規定されたものといえるのは、明治5年の「学制」の中の廃人学校であった。

そして、我が国の近代盲・聾教育の創始を担う京都の盲啞院の創設は、その発端が上京区19区長熊谷伝兵衛という一篤志家の発意によるものであった。教育が開始されたのは明治7、8年頃で、明治11年開業をみた。

京都の盲啞院に続いて、東京の楽善会訓盲院が創始された。ところが、明治10年代中ごろからの経済不況は、楽善的経営を危うくし明治18年10月、文部省に訓盲院の移管を申し出た。文部省は同年訓盲院を官営とし、楽善会は解散した。そして、明治20年、直轄学校の一つに加え、東京盲啞学校と改称した。我が国盲・聾教育の創設期に、国立の盲啞学校が誕生し、以後盲・聾教育に指導的役割を果たすことになる。

(2) 盲・聾教育の進展

学制は、その規定どおりの実施が進まず、明治12年の「教育令」に取って替えられた。教育令は、いわゆる自由教育令と称せられるとおり、学区を廃し、就学条件を緩和する等をしたことから、急速に全国の教育体制が崩れ始めたので、政府は明治13年、新たな教育令に変えて、教育の国家体制を固め始め、特に府県に就学監責規則の制定を勧めた。このため、同年、「就学監責規則起草心得」を府県に通達した。この中で安易に不就学を認めないように、就学不能事由を例示し、疾病の者、廢疾の者、一家貧窶の者等を掲げた。しかし、実際的には既に学制時代から、府県段階の学則には、不就学事由を掲げるものがあり、その中に心身の障害が含まれていたため、重い障害児は従前から慣行的に不就学として扱われていた。

明治19年に公布された小学校令は、我が国初等教育制度確立の礎石となった。学齢児童を就学させる保護者の義務が初めて明記された

が、それは一方で国家への義務という側面を持ち、そのため就学猶予規定も定められた。

明治23年の改正小学校令で、初めて盲啞学校の設置、廃止の規定を設け、市町村立、私立学校の設置を認めた。これらに関する細則として、盲啞学校に関する規定を含む文部省令「幼稚園図書館盲啞学校其他小学校二類スル各種学校及私立小学校等二関スル規則」(明治24年)に定められ、この中で、盲啞学校の教員資格・任用・解職・教則・教科用図書等の扱い、その他小学校令中の盲啞学校に対する適用条項が定められた。

明治33年、小学校令の全面改正が行なわれた。尋常小学校4年間の義務制を確定し、義務教育を無償制とした。こうした義務教育の強化に伴い、学齢、義務就学の期間を明確にし、保護者の範囲を定め、就学猶予と免除について、それぞれ対象を分けて区分し、監督官庁の認可事項として、就学率の向上を図った。盲啞学校については、明治23年の改正小学校令の規定を受け継いだ形で簡略的に扱っているが、盲啞学校の小学校附設を認めた。この明治33年の小学校令は、就学率90%以上の初等教育の普及を招いたが、同時に小学校へ就学できない子どもたちの問題を大きくした。そこで、盲・聾児に対しては、全国各地に私立盲啞学校設置を促すに至った。

特に日露戦争後の重工業の勃興、資本主義経済の発展は、景気の好不況を繰り返す中で、貧困障害児の救済保護の面からも、民間私設の盲啞学校の設置が求められた。一方、明治33年の小学校令が盲啞学校の小学校附設を認めたことから、盲・聾児学級を設ける小学校の例も現れた。

明治40年の小学校令改正では、6年制義務教育が実現したが、こうした修業年限の延長は、一層学業不振児、障害児の問題を大きくすることが予想された。そこで、同年、師範学校規程が制定された際、文部省訓令の中で、盲人、啞人、心身発育不完全な児童のため、師範学校付属小学校に特別学級を設けて、教育方法を研究することが要望された。また東京盲啞学校長小西信八によって、東京盲啞学校の分離を文部大

臣に上申され、明治42年東京盲学校、明治43年東京聾啞学校設置をもって盲・聾分離が実現した。

盲啞学校の増設は年を追って進み、大正元年には、盲啞学校、盲学校、聾啞学校を合わせて57校であったのが、大正11年には78校を数えるようになった。このような盲啞学校増設の過程にあつて、大正9年、第7回全国盲啞教育大会の折、盲部は、帝国盲教育会を設立し、常設の機関を設置した(日本聾啞教育会の設立は大正13年)。このことは、従来の研究活動と建議運動を一層組織的に行なう体制をつくり、年を追って文部省の施策に取り上げられ、文部省の諮問もこれらの会に出されるようになった。

(3) 盲・聾教育の制度確立

大正12年、盲学校及聾啞学校令が公布された。同令は、従前の盲・聾併置の思想を改め、盲学校と聾啞学校に分離し、普通教育を基底に必要な特殊の知識技能を授け、特に国民道徳の涵養に努めるという学校の目的を明らかにし、道府県に盲学校、聾学校の設置義務を負わせ、公的教育推進の制度固めを行なった。また、初等部・中等部の二部生を基本とし、中等教育への道も開き、一方で初等教育の無償制を導入した。

同令の制定を機に、国や地方公共団体の盲・聾啞学校に対する公的施策が順次広がりを見せ、公立校の増加を招き、対照的に私立学校が減少していった。また、大正12年度から盲啞教育補助費が政府予算に計上され、国庫補助の道が開かれ、昭和8年度からは設備補助費も加えられた。

同令は、関係者の多年の要望である就学義務制の規定を含めなかった。そして文部省は、昭和11年、道府県の学齢盲・聾児数、その就学率を調査し、就学率が盲児39%、聾児46%と低いのを知り、義務制の実現努力するようになった。

昭和12年、教育内容、制度の刷新振興を審議・建議する教育審議会が内閣に設けられた。翌年「国民学校、師範学校及幼稚園二関スル件」を答申し、その中の「国民学校二関スル要綱」で、「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育

施設並二之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト」とされた。これが、政府の教育に関する諮問機関による特殊教育振興の最初のものである。

以上、「特殊教育百年史」を参考に、戦前の盲教育制度の確立過程で概観したが、制度そのものは整備されつつも、育児の就学義務までには至っていない。大正期以降、就学義務の実現に向けて、関係者の取組が活発になってくることは必然の流れとなってくる。

3. 『盲教育』『帝国盲教育』について

本稿で資料とした『盲教育』は、それまで、別個に活動していた帝国盲教育会（帝盲）と日本盲教育会（日盲）が合併して新たに結成された帝国盲教育会の雑誌で、研究的性格の強い日盲の方針を受け継ぎ、会員の研究発表と盲界情報を主にしている。第1巻第1号は昭和3年11月に発行された。この『盲教育』は第6巻第2号（昭和10年1月）まで発行され、第7巻第1号より『帝国盲教育』と改題されて、第13巻第1号（昭和18年2月）まで発刊されている。

第1巻第1号の「巻頭の辞」には次のように述べられている。

盲人教育開始以来既に五十三年、人生ならば知命の年である、盲教育の当然為すべきものであること、盲人に対する社会事業の必要であることこの思想は世間に知れ渡り世人の考の中を往来して居るべき筈である。実にも先には盲学校令の発布があり今また学齡児童就学奨励規程の中には盲者又は聾啞者をも加へられた。嘗ては社会の視線にも上がらず、いつも後回し後回しとして顧みられなかった此等不幸者が兎も角多少世間の認むる所となった。併し更に進んでは盲啞児の義務教育と云う所まで進まなければならぬ、顧れば盲界に多少の混雑があり、事に当って協力一致の実を見なかったのは非常に遺憾とするところであった、・・・（中略）・・・之より推して此合併は盲教育社会に一新時期を劃したものである、正にこれ盲界の維新、機関雑誌帝国盲教育も盲教育と云う新しい名

称を以って再生す、而して吾々は此立派な陣立の下に同心協力以て盲界本来の目的に向かって邁進したい、再生の悩を更に充実の幸に、これ吾々唯一の願である。

盲教育の本来の目的に向かって関係者の一致団結を呼びかけ、当面の目標を義務教育の実現としている。また当該号においてヂー・コールフィールドは盲教育について次のように述べている。

…盲教育に於きましては、最も必要なことは、精神問題であると存じます。感傷的な同情は全く有害無益なことだと存じます。生徒に自尊心を養成させる様に指導してゆかねばなりません。生徒が自分の能力と力を信ずる様に導いてやらねばなりません。社会に貢献する人物になる様に教えなければなりません。皆ハンディキャップに打ち勝つ様に養うことも必要だと思います。然し社会一般に人を、盲人に対して真の同情がある様に導いていくのでなければ、前に申し上げたことは、水の泡に帰してしまひます。…

決して盲人を特殊の階級とはみずに、社会に出では一般の人同様に社会に貢献しなければならぬと主張し、教育の根本を自重献身の精神を涵養することに求めている。この会が単なる盲人の保護するのではなく、積極的に教育を通して社会の構成員としての人格を完成させようと環境を整えることに主眼を置いていることが推察される。

なお、全巻を通して、概ね、全国総会及び研究大会概況、地方部会総会及び研究会概況、研究発表、その他の情報が掲載されている。

4. 帝国盲教育会総会並びに研究大会議題について

(1) 議案等について

帝国盲教育会総会並びに研究大会のうち、議題等が明確に「盲教育」「帝国盲教育」に掲載されているものは、第6回大会から第11回大会までであるので、それらを中心に整理したい。

先ず、この間の議案等の数は建議案が第8回

大会をピークに減少している。また、研究も漸次減少している。議案等数は第6回大会から40件前後を維持している⁽⁴⁾。通算すると建議案87件(40.5%)、研究50件(23.3%)、協議題目47件(21.9%)、談話題目13件(%)、議題9件(6.0%)、諮問・答申2件(0.9%)、その他1件(0.5%)の順になっている(グラフ1)。

また、議案等の内容を大まかに類型化⁽⁵⁾⁽⁶⁾すると、通算して教育行政67件(31.2%)、その他64件(29.8%)、教育方法・教授法55件(25.6%)、法律制定・改正10件(4.7%)、点字7件(3.3%)、調査4件(1.9%)、心理1件(0.5%)、学資補給0件(0%)の順であった(グラフ2)。

(2) 建議案、研究、協議題目の分類

議案等を通算して上位3つ、建議案、研究、協議題目について類型化して整理したものが表1である。

(3) 教育行政に関する建議案

上記(2)の類型化で最も件数の多いものが、教育行政に関する建議案である。各回の建議案は資料の表1の通りである。教育行政に関する建議

案のうち、最も多いのが盲教育の義務制を請願するものである。例えば第8回大会(昭和11年)での建議は、次のように議決されている。

昭和十一年七月二十六日、二十七日ノ兩日岩手縣立盲?學校ニ開催セル帝國盲教育會第八回總會ニ於テ左記事項満場一致ヲ以テ建議方決議致候ニ付御高配賜リ度此段及建議候也

昭和十一年八月二十五日

帝國盲教育會長

東京盲學校長 片山 昇

文部大臣 平生 鈞三郎殿

一、盲兒童ノ義務教育制ヲ速ニ發布セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。

理 由

盲學齡兒童義務就學制ノ實施ハ三十年來我等ノ熱烈ナル要望ニシテ凡ソ該教育ニ關係アル會合ノアルトコロニハ此ノ建議ノ提出セラレザルコトナシ 本件ノ斯教育上ノ望要性ヲ御諒察ノ上速ニ其ノ實施達成ヲ賜ハランコトヲ懇關スル所以ナリ

明治33年の小学校令の全面改正で、尋常小学校4年間の義務制が確定し、その後就学率が

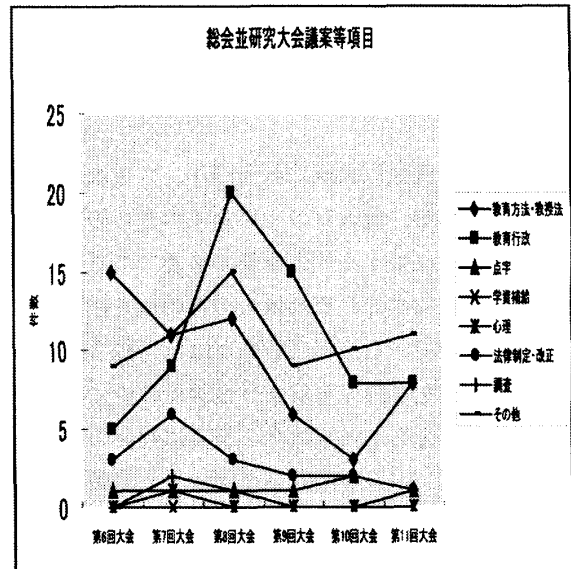
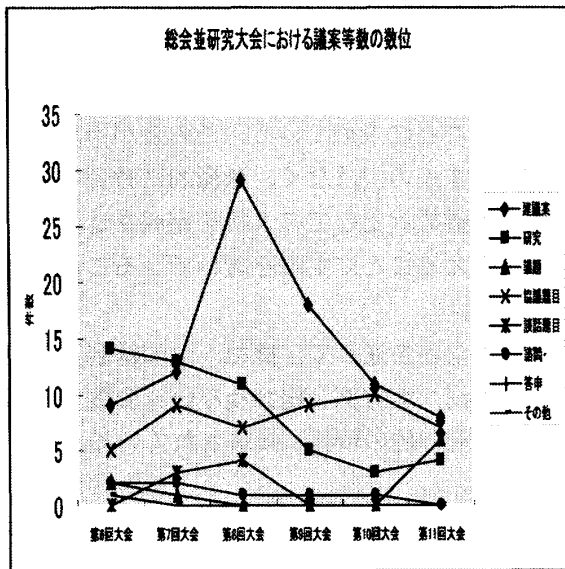


表1

	教育方法・教授法	教育行政	点字	学資補給	心理	法律制定・改正	調査	その他	
建議案	5	53	0	0	0	10	2	17	87
研究	39	2	4	0	1	0	0	4	50
協議題目	1	10	3	0	0	4	1	28	47

90%以上に達し、明治40年の小学校令改正では、6年制義務制が実現していったが、昭和11年の文部省調査では、就学率で盲児が39%と極めて低い数字となっていることがわかった。そして、昭和12年に教育審議会が内閣に設けられ、翌年の答申の中に、「精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設竝ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト」と明記された。

5. 考察

実際の義務制は戦後を待たなければならないが、その間の盲児の義務教育制の実現を目指した取り組みの原動力となったものは何であろうか。

秋葉馬治は論説『盲教育の組織と盲人の発展』で次のように述べている⁽⁷⁾。

…基礎的工事をしたに過ぎないだけである。どうしても今後は此の基礎の上に建設し整備しなければならぬ。然らばその建設整備は何を標準として進むべきであろうか。而して盲人はかかる組織の中にあつて学徳を研ぎ修養を積んで社会にでると、それ相当の地位と待遇とを得るべきである。…それは盲人として凡ての方面に於いて出来得るだけ才能を伸ばし、正常人と同等の待遇に置き、以て人としての生活を享けしめんとするためである。而して之がやがて将来盲教育を建設すべき標準となるわけである。…

盲学校令発布（大正12年8月27日）以来、全国に盲学校が設置され、実質において盲人が公民たる資格を有するにもかかわらず、社会の盲人に対する見方は30年40年前と変わらない。「人としての生活を享けしめん」としそれなりの地位と待遇を得る1例として、鍼灸按摩マッサージ法の制定問題を挙げ、これに応じる盲教育組織の完備を主張している。

福岡盲学校校長の有田喜太郎は、『盲教育の本質上より見たる治療所の経営』のなかで、盲教育の本質を次のように述べている⁽⁸⁾。

盲人を社会的存在として其人格内容を普遍的に与え且其生活に須要なる特殊の知能を得しめて日本国民としての普遍即特殊の具体的使命に生きるの力を養ふにあり。…

ここでいう「盲人を社会的存在として」とは、盲人を単に不具者として消極的に保護することではなく、盲人を一個の人格者として積極的に活動せしむる上に最善の努力を用い、したがって盲教育は、盲人を人格者として社会的に即ち正眼者本位に出来ている社会に正眼者と相互して生活活動する力を養うことである。よって、特に視覚以外の覚官を総合的に訓練して、盲人の質的長所を發揮して、社会生活に関して特有の能力を養成して、同時に職業生活に関しても独特の本領を形成することを本質とする。結果、盲人特有の能力を發揮してその独特の本領を傾けて、これに任ずるものはまさに日本国民としての普遍即特殊の具体的使命に生きるということになると主張している。なお、有田は『盲教育の建設（要項）』で「盲教育の基調」と「盲教育の本質」を次のように述べている⁽⁹⁾。

…

第一節 盲教育の基調

一、盲教育の基調としての人格主義

(イ) 人格の本質 (ロ) 文化の建設 (ハ) 自己の使命

二、所謂人格主義の諸相

甲、普通即特殊主義

(イ) 社会的人格 (ロ) 社会的生活 (ハ) 社会的原理

乙、国家的個人主義

(イ) 国民的人格 (ロ) 国民的生活 (ハ) 国民的原理

丙、君民同心主義

(イ) 公民的人格 (ロ) 公民的人格 (ハ) 公民的原理

第二節 盲教育の本質

一、人格主義を基調とする盲教育

(イ) 社会的存在 (ロ) 人格の普遍的内容

(ハ) 生活の特殊能力 (ニ) 公民的使命

二、所謂盲教育の力点

甲、盲教育に於ける普通陶冶

(イ) 盲教育の本質的要求

(ロ) 人格内容の普遍的充実

(ハ) 人格妥当性と可能性

乙、盲教育に於ける職業陶冶

- (イ) 盲教育の本質的要求
- (ロ) 生活能力の特殊的習得
- (ハ) 生活の妥当と可能性

丙、盲教育に於ける身体陶冶

- (イ) 盲教育の本質的要求
- (ロ) 人格生活の身体的基礎
- (ハ) 身体の妥当性と可能性

丁、盲教育に於ける基礎陶冶

- (イ) 盲教育の基礎的要求
- (ロ) 生活環境の心理的拡充
- (ハ) 人格の調和性と統一性

...

資料を見る限りにおいては、学校現場の教員たちは、盲児の教育可能性を十分に示唆しているように思われる。教育技術そのものの向上と盲教育技術の向上が、十分に児童の人格陶冶を可能にしていること、また、この時期は既に、日本語の点字表記が確定し、教科書等の点訳も可能であった。したがって、盲児が盲児である以外の条件、環境が整っていたと考えられる。

6. おわりに

本稿では、教育行政に関する建議案の整理を試みたが、未だ不足の部分がある。今後、これらの建議が、議会や関係部署でどのように取り扱われ、その後の政策に影響を及ぼしたのかを検討する必要がある。また、建議案だけでなく、法律の制定・改定等の整理・分析も進めていきたい。

7. 資料

総会並研究大会	教育行政に関する建議案
第6回 (昭和9年7月29日～30日)	①盲學校初等部ヲ義務制トナスコトヲ建議ノ件 ②盲學校初等部兒童ノ補助費ヲ國庫ヨリ支辨セラレン事ヲ其筋ニ建議ノ件 ③盲學校教員檢定制度ヲ設ケラレン事ヲ其筋ニ建議スルノ件
第7回 (昭和10年7月27日～28日)	①盲兒童義務教育制度促進ヲ其筋ニ建議スルノ件 ②盲兒童義務教育制度ヲ布カレンコトヲ其筋ニ請願スルノ件 ③盲教育ニ對シ補助金ヲ増額セラレン事ヲ其筋ニ請願スルノ件 ④盲及聾啞教育ノ視學員ヲ設置セラレン事ヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑤東京盲學校師範部甲種普通科ノ修業年限ヲニヶ年トスル様其筋ニ建議スルコト ⑥盲學校中等部教授要目ヲ速ニ制定セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件
第8回 (昭和11年7月26日～27日)	①義務教育制度促進ノ件 ②義務教育制度ヲ速ニ實現サレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 ③盲學齡兒童就學義務制度ヲ實施サレンコトヲ其筋ニ建議スル件 ④盲兒童義務教育制度ノ促進ヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑤盲教育義務ヲ速ニ實施サレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑥盲學校初等部教育ヲ速ニ實施セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑦盲教育義務制度ヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑧就學困難ナル生徒ニ對シ費用ノ全額ヲ支給スルノ件 ⑨貧困兒童ニ特別就學奨勵費ヲ計上サレンコトヲ其筋ニ建議ノ件 ⑩盲兒童就學奨勵費ノ國庫補助ヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑪盲兒童ニ對シ就學奨勵費ヲ交付セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑫盲學校兒童奨勵費ヲ國庫ヨリ支出サレンコトヲ建議スルノ件 ⑬盲貧困兒童生徒就學奨勵費國庫支辨方建議ノ件 ⑭小學校義務年限延長並ニ一般中等學校制度改革ト同時ニ盲學校初等部ノ修業年限中等部制度ヲ適切ニ改革スルヤウ様其筋ニ建議ノ件 ⑮學制改革案ニ盲學校ヲモ加ヘラレンコトヲ其筋ニ建議ノ件 ⑯中等部教科書(普通科鍼按科共)ノ編纂ヲ文部省ニ建議スルノ件 ⑰盲學校教科書指定出版ニ對シ國庫補助申請ノ件 ⑱盲學校教員俸給ノ一部ヲ國庫ヨリ補助シ待遇ヲ高メラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 ⑲盲學校ニ於ケル教員定數ヲ定メラルヽヤウ建議スルノ件
第9回 (昭和12年7月27日～28日)	①盲教育義務制ヲ速ニ實施セラルル様ソノ筋ニ建議スルノ件 ②速ニ義務教育制度ヲ實施セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ③盲教育ノ義務制ヲ速ニ實施セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ④盲兒童義務教育令發布促進ヲ其ノ筋ニ建議請願スルノ件 ⑤盲學齡兒童就學義務制度ヲ速ニ實施セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ⑥盲兒童就學奨勵資金下附セラルル様其ノ筋ニ建議請願スルノ件 ⑦盲學齡兒童ニ對シ特ニ就學奨勵費ヲ交付セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ⑧盲學校中等部教授要目ヲ速カニ制定サレン事ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑨盲學校各教科教授要目ヲ制定セラルル様其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑩盲學校中等部鍼按科ノ教授要目及要旨ヲ文部省ニ於テ至急設定シ發布サレル様建議シシハ如何 ⑪速ニ盲學校教授要目ヲ制定セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑫盲學校ニ於ケル學級數ニ對スル教員定數ヲ定メラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑬盲學校ノ新築改築ニ際シ建築費外ノ設備費トシテ相當ノ補助ヲ下附セラルル様其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑭盲啞教育補助費ヲ増額セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ⑮義務教育促進ノ件、教員優遇ノ件、貧困兒童就學奨勵費交付ノ件、教員定數ヲ定メラレンコトヲ建議スルノ件
第10回 (昭和13年7月26日～27日)	①盲教育義務制度ニ關スル建議案 ②就學兒童ニ就キ國費ヲ以テ奨勵金ヲ交附サレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ③盲教育ノ教授要目ヲ制定サレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ④盲啞學校設置補助費ヲ増額交付サレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ⑤盲啞學校ノ教員ノ俸給ノ一部ヲ國庫ニ於テ補助サレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ⑥公私立盲啞學校ヲ官立ニセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件 ⑦盲學校鍼按科ニ於ケル所屬鍼按治療所設置ニ關スル制度ヲ設ケラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件
第11回 (昭和14年10月16日～17日)	①盲學校中等部鍼按科ノ修業年限延長方ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ②盲學校及聾啞學校ノ設備補助を増額交附セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 ③時勢ニ鑑ミ教員優遇ノ道ヲ講ゼラレン事ヲ其筋ニ建議スルノ件

【注】

(1) 大正12年の盲学校及聾啞学校令発布以降、盲学校と聾啞学校の分離がなされた。それ以前は盲聾啞学校がほとんどであった。学校数(盲聾啞学校数)は、明治9年の1校から大正12年の63校に、就学者数は、明治9年の18人から4873人に増加した。盲学校数は大正13年の72校から昭和12年の78校に、盲学校就学者は大正13年の2993人から昭和12年の5160人に増加した。

(2) この資料は、元筑波大学附属盲学校教諭下田知江氏の所蔵本を底本として編集され、(株)日本図書センターより1998年に出版されている。もともとこれらの雑誌は会員を対象としたもので、発行部数にも限りがあった。欠本もあるが次の各巻各号が収録されている。全7巻。「盲教育」第1巻第1号(昭和3年11月15日)、「盲教育」第2号(昭和4年1月26日)、「盲教育」第2巻第1号(昭和4年7月20日)、「盲教育」第3巻第1号(昭和5年1月20日)、「盲教育」第5巻(昭和5年3月20日)、「盲教育」第6号(昭和5年7月20日)、「盲教育」第3巻第2号(昭和6年4月20日)、「盲教育」第4巻第1号(昭和7年6月20日)、「盲教育」第4巻第2号(昭和7年12月1日)、「盲教育」第5巻第1号(昭和8年6月1日)、「盲教育」第5巻第2号(昭和8年11月10日)、「盲教育」第6巻第1号(昭和9年6月20日)、「盲教育」第6巻第2号(昭和10年1月13日)、「帝国盲教育」第7巻第1号(昭和10年8月20日)、「帝国盲教育」第7巻第2号(昭和11年2月20日)、「帝国盲教育」第8巻第1号(昭和11年8月31日)、「帝国盲教育」第8巻第2号(昭和12年4月10日)、「帝国盲教育」第9巻第1号(昭和12年9月10日)、「帝国盲教育」第9巻第2号(昭和13年3月25日)、「帝国盲教育」第10巻第1号(昭和14年2月28日)、「帝国盲教育」第11巻第1号(昭和15年6月20日)、「帝国盲教育」第12巻第1号(昭和16年2月20日)、「帝国盲教育」第13巻第1号(昭和18年2月20日)

(3) 文部省「特殊教育百年史」(株)東洋館出版社、昭和53年、pp 1-54。

(4) 各回の議案等件数は次の通り。

大会	建議案	研究	議題	協議題目	談話題目	諮問・答申	その他
6	9	14	2	5	0	2	1
7	12	13	1	9	3	2	0
8	29	11	0	7	4	1	0
9	18	5	0	9	0	1	0
10	11	3	0	10	0	1	0
11	8	4	6	7	6	0	0

(5) 類型化は、義務教育制や現在でいう学習指導要領的なものの制定、教員待遇問題などについては「教育行政」、教科教育の指導法などは「教育方法・教授法」、鍼灸按摩術法などの制定・改正は「法律制定・改正」、点字表記については「点字」、実態調査などは「調査」、心理実験・研究は「心理」とした。

(6) 類型化後の件数は次の通り。

大会	教育方法・教授法	教育行政	点字	学資補給	心理	法律制定・改正	調査	その他
6	15	5	1	0	0	10	0	9
7	11	9	1	0	1	4	2	12
8	12	20	1	0	0	3	1	15
9	6	17	1	0	0	2	0	7
10	3	8	2	0	0	2	0	10
11	8	8	1	0	0	1	1	12

(7) 『盲教育』第4巻第2号、昭和7年12月1日、pp 1-2。

(8) 『盲教育』第4巻第2号、昭和7年12月1日、pp 32-36。

(9) 『盲教育』第5巻第2号、昭和8年11月10日、pp 39-41。